６／１（月）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　６月１日（月）午前１０時

発　表　項　目 （行　事　名）	令和８年度（2026年度）食中毒警報第１号の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発 表 者	
		発表場所	
概　　要	食中毒警報は、食中毒を未然に防止するため、細菌性食中毒の発生しやすい夏期を中心として、高い気温や湿度などの一定の気象条件を満たした場合において、保健所長が警報を発令し、食品関係施設や一般家庭に注意を喚起するものです。 今年度初めての食中毒警報が、本日、発令されましたのでお知らせします。		
参　　考	北海道内の食中毒警報発令状況は、次のホームページで確認できます。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/sho/tyu/hat/113821.html		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)関係総合振興局記者クラブ （後志、空知、上川、宗谷、オホーツク、根室）

担　　当 （連絡先）	保健福祉部健康安全局食品衛生課（担当者：菊池、豊岡） ＴＥＬ　ダイヤルイン　011-204-5260　内線　6-210-25-902、910

令和８年(2026年)６月１日（月）午前10時00分

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
電　話　０１１－２０４－５２６０

令和８年度（2026年度）における食中毒警報第１号の発令について

食中毒警報は、食中毒の未然防止のため、細菌性食中毒の発生しやすい夏期を中心として、高い気温や湿度などの一定の気象条件の場合に、保健所長が警報を発令し、食品関係施設や一般家庭に注意を喚起するものです。

今年度初めての食中毒警報が、本日、次のとおり発令されましたのでお知らせします。

○　令和８年度(2026年度)第１号発令

保健所名	発令日時	発令期間	発令基準※
倶知安保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
岩見沢保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
滝川保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
深川保健所	６月１日（月）午前10時00分	48時間	1
上川保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
名寄保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
富良野保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
稚内保健所 （浜頓別支所）	６月１日（月）午前10時00分	48時間	1
北見保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
網走保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
紋別保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
中標津保健所	６月１日（月）午前10時00分	48時間	1
札幌市保健所	６月１日（月）午前10時00分	48時間	1
旭川市保健所	６月１日（月）午前10時00分	72時間	1
小樽市保健所	６月１日（月）午前10時00分	48時間	1

※　食中毒警報の発令基準

１　日最高気温28℃以上が予想される場合
２　前２日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
３　前２日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
４　その他保健所長が特に必要と認める場合

○　特に注意すべき事項

１　食品は、冷蔵庫に入れるなど低温で保存すること。
２　魚介類等の生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。
３　弁当などは、できるだけ作り置きせず、早めに食べること。
４　食品は、よく火を通して食べること。
５　ふきん、まな板等調理器具の洗浄、殺菌を励行すること。

（参考）

１　昨年度の第１号発令

令和７年（2025年）５月15日（木）午前10時～（48時間）

紋別保健所

２　過去３年の発令状況（全道）

年度	令和７年(2025年)	令和６年(2024年)	令和５年(2023年)
発 令 回 数	404回	342回	323回
延　日　数	2,059日	1,500日	1,643日
第１号発令日	５月15日（木）	６月７日（金）	５月25日（木）